

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

見守り 新鮮情報

アナログ回線に戻す契約のはずがサポート契約に

大手通信会社のサポートセンターを名乗る事業者から「電話を光回線からアナログ回線に戻さないか」と電話があった。今は誰もインターネットを使っていないので、ちょうどいいと思い契約した。しかし、その後、毎月サポート料金として約3千円引き落とされていることが分かり、確認すると1年縛りでサポート契約をしているとのことだった。解約を申し出ると、今解約するとキャンセル料が発生すると言われた。

(70歳代 女性)

【ひとこと助言】

大手通信会社の名前を出していても、実際は関係のない事業者が勧誘をしているケースがあります。勧誘を受けた事業者名をしっかり確認しましょう。知らないうちに、回線の切り替えには必要のないサービスの契約を結んでいるケースもあります。勧誘を受けた際は、費用やサービス内容、解約条件などをよく確認し、必要ないと思ったらきっぱり断りましょう。光回線をアナログ回線に戻す場合には、現在の契約先や回線事業者に問い合わせましょう。

～国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋～

子ども サポート情報

ポイントサイト利用によるトラブルに注意

SNSで、指定されたサイトに登録するとフリマのポイントがもらえるという「ポイントサイト」の広告を見た。無料期間中に解約すればポイントだけが無料でもらえると思い、指定された約30個のサイトに登録していった。途中からアダルトサイトになり、心配になって登録するのをやめた。すでに登録したサイトも解約したいが連絡先が分からないサイトが10個ある。解約したいがどうしたらいいか。

(当事者：高校生 男性)

【ひとことアドバイス】

ポイントサイトとは、そのサイトを経由して指定されたサイトの会員登録や商品購入、アンケート回答などを行うことでポイントが貯められるサービスです。利用する際は、ポイントの獲得条件などをよく確認しましょう。無料期間やキャンペーンなどで試しに利用する場合でも、指定先の各サイトごとに利用規約や解約条件をきちんと確認しましょう。解約するときなどに必要となるので、IDやパスワードなどをしっかり管理することも大切です。

～国民生活センター「子どもサポート情報」より引用・抜粋～

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約下さい。

【開催日時】11月5日(金)午前9時30分
から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

◆消費生活に関する相談は◆

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般）☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)
※相談員が不在の場合があるので、電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン（全国共通）☎1188※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379